

令和8年度「沖縄県地域資源活用・地域連携サポートセンター」
委託業務 企画提案公募要領

本公募は、県の令和8年度の当初予算成立及び国の農山漁村振興交付金の交付決定を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立及び交付決定後に効力が生じます。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合、国の交付決定がなされなかった場合、または県議会において当初予算案が修正された場合、もしくは国の交付決定額に変更があった場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

1. 募集の趣旨

農山漁村での所得向上と雇用機会の確保のためには、従来の6次産業化の取組をこれまで以上に加速するとともにその考え方を拡張し、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」等の多様な地域資源を、農業やその関連産業のみならず他分野とも組み合わせて新たな付加価値を創出することにより、地域の維持発展を図っていくことが重要となっている。

こうした中で、地域資源活用・地域連携事業体の経営改善や経営全体の付加価値向上の取組を支援するため、相談窓口及び支援拠点となる沖縄県地域資源活用・地域連携サポートセンター（以下「県サポートセンター」という。）を設置し、経営改善や地域資源の活用について専門的な知識経験を持つ民間の専門家（以下「地域プランナー」という。）の派遣等を行うとともに、地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む人材育成等を通じて、農山漁村における所得の向上を図ることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 委託業務名称

沖縄県地域資源活用・地域連携サポートセンター委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和8年度沖縄県地域資源活用・地域連携サポートセンター委託業務企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日～令和9年3月19日（金）

(4) 委託料上限

金10,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

3. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又はコンソーシアム（共同企業体）とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。コンソーシアム（共同企業体）の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
 - (3) 単独で本事業を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している、もしくは営業所等を設置予定である法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店等を有する事業者が1社以上参加していること。
 - (4) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の業務実施又は類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
 - (5) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
 - (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあつては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

4. 応募方法等

(1) 参加申し込み

- ① 申込期限：令和8年4月6日(月) 12:00 ※必着
- ② 提出書類：参加申込書：【様式1】
- ③ 提出方法：持参、Eメール
※メールの場合は、必ず受信確認を行うこと。
※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案書の提出

- ① 申込期限：令和8年4月13日(月) 12:00 ※必着
- ② 提出書類：【様式2】：応募申請書
【様式3】：企画提案書
【様式4】：積算書
【様式5】：会社概要書
【様式6】：実績書
【様式7】：誓約書
- ③ 提出方法：書類持参又は郵送により提出すること。
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内に必着とする。
※提出部数は10セット（原本1部、写し9部）とする。

(3) 質問について

質問がある場合は、令和8年3月30日(月)12:00までにEメールにて質問書【様式8】を提出すること。(申請者から電話による受信確認をするものとする。)

回答については適宜県ホームページ上に公開する。

※問い合わせ先は、下記14を参照。

5. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

6. 提出物

- (1) 参加申込書 【様式1】
- (2) 応募申請書 【様式2】
- (3) 企画提案書 【様式3】
- (4) 積算書 【様式4】
- (5) 会社概要書 【様式5】
- (6) 実績書 【様式6】
- (7) 誓約書 【様式7】
- (8) 質問書 【様式8】 (必要に応じて)
- (9) コンソーシアム協定書 . . 【様式9】 ※コンソーシアムによる申し込みをする場合
- (10) 参考資料 : 必要に応じて

※ コンソーシアムの場合は、【様式5】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式9】の写しを添付すること。

※ 【様式5】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※ 提出部数 : 10セット (原本1部、コピー9部)

7. 企画書等の体裁

原則として、A4判、縦、左綴り(2穴パンチ)とする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

全て片面印刷とし、各様式の間に関仕切りを入れるが、インデックスと穴開けはしないこと。

8. プレゼンテーション審査(予定)

- (1) 日時 : 令和8年4月22日(水)
- (2) 場所 : 沖縄県庁9階第4会議室
- (3) 提出した提案書に基づき説明すること
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等は使用不可です。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、25分間(プレゼンテーション15分、質疑応答10分)でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションの場所や時間等の詳細については、令和8年4月17日(木)(予定)までに連絡を行う。

9. 審査の方法

- (1) 応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査を行う。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案審査会において、プレゼンテーション審査を行う。
※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、第二次審査対象者に連絡します。
- (3) 各委員が評価した総合得点が高い者を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
(今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。)
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、令和8年4月23日以降にメールにて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

10. 評価基準

- (1) 現状と課題認識について
 - ・ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出の取り組みについて、関連法令をはじめとする基本認識を有しているか。
- (2) 委託業務目的の理解度について
 - ・ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む県内の農林漁業者等を支援するため、サポートセンターが設置され、関係機関等との協力・連携のもと、地域プランナーを活用し各種支援に取り組むことを理解しているか。
- (3) 提案内容の優良性について
 - ・ 地域支援検証委員会は、地域プランナーによる活動支援の実施に係る方針を作成・検討し、総括できるしくみとなっているか。
 - ・ 地域資源の活用や地域の多様な事業者との連携による価値創出に取り組む農林漁業者等の各種相談に対応する地域プランナーの選定について、相談ニーズに対応できる地域プランナーの確保に留意するとともに専門分野別に審査・選定および活動評価の方法が具体的に提案されているか。
 - ・ 農林漁業者等の経営や組織運営の改善方策等の作成及び実行に係る支援につい

て、効果的・効率的な方法が具板的に示されているか。

- ・ 農林水産系の支援組織及び商工系支援組織や地域の多様な人材との連携が構築されるしくみとなっているか。

(4) 積算内容の妥当性

- ・ 業務の見積りは、提案された事業計画との整合性があり、適切か。

(5) 実施計画

- ・ 実施計画は適切で、実施可能な作業スケジュールとなっているか。

(6) 業務遂行体制

- ・ 業務運営に必要な人材、情報収集ができる協力体制等が確保されているか。

(7) 業務実績及び遂行能力

- ・ 過去の事業実績、知的財産等の保有状況から勘案して、事業の遂行能力を有しているか。

11. スケジュール（予定）

令和8年	3月23日（月）	公募開始
	3月30日（月）12:00	質問締切
	4月6日（月）12:00	参加申込締切
	4月13日（月）12:00	企画提案締切
	4月22日（水）（予定）	企画提案審査会
	4月下旬	採択決定

12. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。

(3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととな

- るおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が 1 件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (5) 1 事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は 1 件とします。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

14. お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

〒900-8570

那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号（県庁 9 階）

沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班

担当： 赤嶺、浦崎

電話番号：098-866-2255 FAX：098-862-7519

Eメール：aa048600@pref.okinawa.lg.jp